

平成16年11月30日  
消 防 特 第 2 2 5 号

各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁特殊災害室長

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の  
一部を改正する省令の施行について

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（平成16年総務省令第140号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成16年12月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、特定事業所における重大な火災事例に対処するため、事業者自らによる自主保安体制の整備及び消防機関による事前チェックにより、特定事業所の防災体制の充実強化を図ることを内容とした消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部改正に伴い、定期報告制度に係る事項を定める等所要の規定の整備を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 防災業務の実施状況の報告に関する事項

- 一 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第20条の2の規定により主務省令で定める期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年としたこと。（第30条第1項関係）
- 二 法第20条の2の規定による防災業務の実施の状況の報告は、自衛防災組織及び共同防災組織のそれぞれについて報告するものとしたこと。（第30条第2項関係）
  - （1）自衛防災組織（新省令第30条第2項第1号関係）
    - ア 特定防災施設等の設置及び維持管理に関すること。
    - イ 防災要員の配置並びに防災資機材等の備え付け及び維持管理に関すること。
    - ウ 防災管理者（第一種事業者にあつては、副防災管理者を含む。）に対する研修の受講に関すること。
    - エ 防災管理者（第一種事業者にあつては、副防災管理者を含む。）の選任の届出

に関すること。

オ アからエまでに掲げるもののほか、防災規程に基づく特定防災施設等の点検並びに防災要員に対する教育及び訓練、異常現象の通報等の実施の状況に関すること。

(2) 共同防災組織(第30条第2項第2号関係)

ア 共同防災組織の防災要員の配置並びに防災資機材等の備え付け及び維持管理に関すること。

イ 共同防災組織の設置及び変更の届出に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、共同防災規程に基づく防災要員に対する教育及び訓練等の実施の状況に関すること。

三 防災業務の実施の状況の報告は様式第9及び第10の報告書により行うこととしたこと。(第30条第3項関係)

## 第二 施行期日等に関する事項

### 一 施行期日

平成16年12月1日から施行することとしたこと。

二 第30条の規定により最初に行う防災業務の実施の状況の報告の期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとしたこと。